

信越化学工業株式会社第 26 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 信越化学工業株式会社第 26 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数 1 個
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 申込期間 2026 年 3 月 3 日
5. 新株予約権の割当日 2026 年 3 月 3 日
6. 新株予約権の払込期日 該当なし
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当先」という。）に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は、以下の計算式に従って算定される株式数とする（単元未満株式については切り捨てる。0 を下回る場合は 0 株とする。）。

$$\text{基準株式数} = \text{基準金額} \div \text{平均株価}$$

上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均株価」とは、下記(i)に下記(ii)を加えた数値をいう（小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入する。）。なお、以下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及び終期とされている日を含むものとする。

(i) 平均 VWAP（以下に定義する。） $\times 99.9\%$

(ii) 増加配当額（以下に定義する。） $\times \frac{\text{当該各配当に係る権利落ち日から 2026 年 5 月 19 日までの取引日の日数}}{\text{2026 年 2 月 18 日から 2026 年 5 月 19 日までの取引日の日数}}$ の累計

「行使請求日」とは、第 15 項に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日をいう。

「平均 VWAP」とは、2026 年 2 月 18 日から行使請求日の前取引日までの期間の各取引日（但し、当社普通株式に関する取引制限等が発生したために当該取引日における VWAP（以下に定義する。）を平均株価の算出の基礎とすべきでない当社及び本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が誠実に協議の上で合意した取引日を除く。）において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の算術平均値をいう。

「基準株式数」とは、当社が 2026 年 2 月 17 日付で実施する東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得 (ToSTNeT-3)」という。）において、本新株予約権者が自己の計算で売却した当社普通株式の数をいう。

「基準金額」とは、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) において、本新株予約権者が自己の計算で売却した当社普通株式の売却金額の合計をいう。

「増加配当額」とは、2026 年 2 月 17 日から行使請求日の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当（会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。）における一株あた

りの各配当額のうち、2026年3月期の期末配当について53円を超える部分（それ以外の配当がなされた場合にはその金額）をいう。

- (2) 2026年2月19日から行使請求日の2取引日後の日までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日（基準日が設定されない場合は、効力発生日とする。）が設定されている場合には、①基準株式数、②平均株価を算出するに際して使用される当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における VWAP 及び③増加配当額を算出するに際して使用される一株あたりの各配当額（2026年3月期の期末配当に関して控除される53円を含む。）（但し、当該配当の基準日が当該株式分割等の効力発生日に先立つものに限る。）は、本新株予約権の行使に際して、それぞれ次の算式により調整される。但し、基準株式数に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後 VWAP 及び調整後配当額については小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。なお、株式分割等の比率のうち、無償割当ての比率とは、無償割当て後の当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）を無償割当て前の当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。

$$\text{調整後基準株式数} = \text{調整前基準株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

$$\text{調整後 VWAP} = \frac{\text{調整前 VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

$$\text{調整後配当額} = \frac{\text{調整前配当額}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (3) 上記第(2)号のほか、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、基準株式数及び平均株価を算出するに際して使用される VWAP について、合理的かつ必要な調整を行う。
- ①会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。
 - ②株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行（無償割当てを含む。）、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
 - ③これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ④その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。
10. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 本新株予約権の行使期間
2026年3月18日から2026年6月2日まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
 - (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

13. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

1 個

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の普通株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案し、第 8 項に準じて決定する。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は 1 円とする。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行

第 10 項乃至第 13 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

14. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第 22 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 11 項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第 18 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 19 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

15. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 14 項第(2)号記載の口座に入金された日に発生する。

16. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の信越化学工業株式会社第 26 回新株予約権第三者割当契約書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向

等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の行使請求受付場所
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社三菱 UFJ 銀行 本店
20. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
22. 振替機関
株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）
23. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上